

農業委員会だより

豊かな自然が宝物 みんなで紡ぐ結いのまち -みんなが主役 新たな時代を開くゆめづくり‐

No. 39

- 令和4年2月15日
- ●発 行 大崎町農業委員会
- ●編 集 広報編集委員会 T 899-7305

鹿児島県曽於郡大崎町

假宿 1029 番地

電話 099 (476) 1111

内線 530



(大根の収穫風景)

次 目

農業者年金制度について	Р	2
研修会開催・リーフ茶贈呈・最適化推進委員	Ρ	3
農業委員会からのお知らせ	Ρ	4





農業者年金制度について

農業者年金の加入資格は

- ●年間 60 日以上農業に従事する方 20 歳以上 60 歳未満の方
- ●国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料納付免除者を除く)の方

農業者年金の6つの特徴とメリット

- ①農業者なら広く加入できる
- ②積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ③通常加入の場合、保険料の額(月額2万円~6万7千円)は自由に決められる
- ④終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある
- ⑤税制面の優遇措置が大きい
- ⑥一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

農業者年金受給見込額の試算 (保険料月額2万円で通常加入、運用年回り2.5%の場合)

加入年齢	納付期間	性別	保険料納付額	年金額(年額)	年金受給総額
30 歳	30年	30 年 男性 720 万円	720 玉田	50 万円	1,071 万円
			120 /) []	42 万円	1,130 万円
40 歳	20 年	90 年 男性 490 下田	400 TI	29.5 万円	634 万円
40 成		女性	480 万円	24.8 万円	669 万円
50 歳	50 歳 10 年 男性 女性 240 万円	10年	240 50	13.1 万円	282 万円
			女性	∠ 4 ∪ /J □	11 万円

※年金額は65歳裁定時における年金額(年額)であり、年金受給総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の受取総額です。

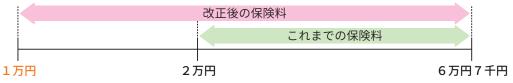
·年金制度が改正されます------

○若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます (令和4年1月1日~)

35 歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方※は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できるようになりました。

(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました。)

【35歳未満の方の通常加入の保険料(千円単位で選択できます)】



※保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者

次の①~⑤のいずれにも該当しない方

- ①認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直径卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

大隅地区農業委員等研 修開

最適化推進委員を対象にした研修会が開催されま 今回の研修は大隅地区を4班に分け、 去る11月18日、大崎町中央公民館にて農業委員・

②農地集積・集約化の推進について ①農業委員・農地最適化推進委員の活動について 短時間での開催となりました。 研修会では

県農業会議等から説明がありました。 ④農地中間管理事業等の推進について ③人・農地プランの推進について



リーフ茶を受取る持留小学校の児童

学生にリー

にお茶の消費普及啓発として町内の小学生にリー フ茶を配りました。 大崎町茶業振興会(竹安利邦会長)は、 12 月 21

続けている事業です。 とと、将来のお茶ファンを増やすために10年以上 毎年、この時期にお茶と親しんでもらいたいこ

ています。 費普及を図るため、 急須で入れるお茶の消費が減少してきています。 方教室」を毎年開催することと、今回の配布を行っ このような中、大崎町茶業振興会ではお茶の消 最近はペットボトルのお茶が使い勝手が良く、 小学生を対象に「お茶の入れ

クス効果などがありますので、 お茶は昔から飲まれており、 ぜひ飲んでみてく かぜ予防やリラッ

ださい。

農業委員・農地利用最適化推進委員の地区割(担当委員の追加)

	集落名	担当農業委員	担当推進委員
大崎・大丸 地区	岡別府 仮宿上 上仮宿 丸尾 馬場上 馬場 城内 上三文字 西迫 宮之馬場 下三文字 西三文字 文化通 仮宿下 神領町 西神領 町西 町東 中央通 旭ヶ丘	二見 さち子 (城内)	東義治(岡別府)

≪最適化推進委員を募集します≫

募集人数:大崎地区 2名、野方・持留地区 1名

業務内容:農業委員会総会への出席(毎月1回)及び活動報告書の提出

現地調査への帯同、3条調査(農地の買受予定者等への訪問

調査)

農地のあっせん及び農政座談会等への出席

農家への意向調査等

※応募を希望される方は農業委員会までご連絡ください。

新委員の紹介



最適化推進委員 大崎地区 義治 東

農業委員会からのお知らせ

●農用地の適正管理について

- ①耕作者(所有者)は、農地の適正管理を行いましょう。(荒地にならないように)
- ②農地周辺の土手・畦道の管理を行いましょう。(草刈後の処分も)
- ③プラウ等で深耕するときは、隣の畑との間隔を空けましょう。
- ④農業用廃プラスチック類の適正な処理を行いましょう。(土手等に野積みしない)

●農地の転用には許可が必要です

農地転用とは

農地転用とは、農地を農地以外にすることです。例えば住宅・駐車場・山林・畜舎などに土 地利用を変更することです。このような場合、農業委員会に申請し許可を受ける必要があります。 また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、現況が耕作に供されて いる土地も農地と見なされます。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

- ○自己所有農地に住宅・畜舎など建築する場合
- ○自己所有農地に杉などを植林する場合 など

5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

- ○住宅・畜舎などを建築するための農地を買うか、借りる場合
- ○資材置き場・駐車場などとして利用するために農地を買うか、借りる場合
- ○他人名義の農地を買って、杉等を植林する場合 など

申請方法は

申請は農業委員会で受付けています。

原則、毎月月末になります。(月によっては1~2日前になります)

農業委員会定例総会では、令和3年1月~12月の間に、以下の案件を審議しました。

3 条 申 請…104 件 2.640 a 4条申請··· 5件 107 a 5 条 申 請… 28 件 809 a 所有権移転… 7件 196 a

振 関 係… 7件 140 a 非農地証明…15件 152 a 利 用 権 申 請…365件 12,529 a 農地中間管理権申請…133件 4.855 a

豊住 秀史

みよ子

戸床 トシ子

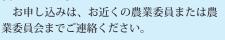
ただいた皆様には心よりお礼発行にあたり取材協力をい 第39号の農業委員会だより広報委員会編集のもと、 経営に役立つ情報提供をして 広報委員会では、 いりますのでご意見・ご要 報委員会編集のもと





全国農業新聞

全国農業新聞は、みなさまの立場に立って、 中央・地方の情勢、営農や暮らしの情報を提 供しています。





発行日:毎週金曜日 購読料:1ヶ月 700円